

熊本地震への対応について

1. 協会けんぽ熊本支部の被災状況及び対応

- 熊本支部は、4月16日（土）未明の本震発生直後の18日（月）には営業を停止したものの、翌19日（火）からは営業を再開。
- 被災により出勤が困難な職員もいたため、九州の他の支部において現金給付等に係る審査を分担。

2. 協会けんぽにおける被災者に対する費用負担等の措置（平成28年6月21日時点）

事項	内容	28/4/14	28/7/11	28/7/31
医療機関における一部負担金等の徴収猶予・免除（療養費を除く）	住宅の全半壊などの被害を受けた加入者の一部負担金等について、医療機関窓口での徴収の猶予及び免除を平成28年7月31日まで行う。			
任意継続保険料の納付期限延長	被保険者からの申請に基づき、平成28年5月分（納付期限5月10日）及び平成28年6月分（納付期限6月10日）の保険料の納付期限を平成28年7月11日まで延長。			